（１） 契約の名称	令和８年度 百年の森林観光・産業創出事業支援業務
（２） 契約に係る物品又は役務の名称及び数量	１式
（３） 契約に関する事務を担当する課の名称	産業観光課
（４） 契約の相手方の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名）	岡山県岡山市北区本町２番５号 ちゅうぎん駅前ビル４階 西粟倉百年の森林観光・産業創出事業支援コンソーシアム 代表構成員 株式会社Ｃキューブ・コンサルティング 代表取締役 西原 立 （構成員：株式会社カヤック、PwC コンサルティング合同会社、NTT ドコモビジネス株式会社）
（５） 随意契約を行った理由（令第 167 条の２の規定及びその規定を採用した理由も明記）	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号 規定採用理由 本業務は、地域未来交付金を活用した「百年の森林観光・産業創出事業」の一環として、村全体の観光戦略の策定、観光推進体制の構築、地域ブランドの浸透、観光コンテンツ開発支援、情報基盤の検討及び成果管理等を総合的に実施するものである。 その履行には、観光・地域経営の専門的知識に加え、「百年の森林構想」や村内事業者の状況を踏まえ、複数の専門分野を横断して関係者の合意形成を図り、事業を継続的に推進する能力が必要である。価格のみを基準とする競争入札では、本業務の目的に適した提案内容及び実施体制を十分に評価することが困難である。 このため、公募型プロポーザルを実施し、理念の理解・目的適合性、提案の具体性・実現可能性、ＫＰＩ・成果管理の妥当性、将来展開・波及効果・実施体制等について総合的に審査し、受託候補者を選定した。 以上のことから、契約の性質及び目的が競争入札に適しないため、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号の規定に基づき随意契約を行うものである。
（６） 契約の相手方とした理由	西粟倉百年の森林観光・産業創出事業支援コンソーシアムは、株式会社Ｃキューブ・コンサルティングを代表構成員とし、株式会社カヤック、PwC コンサルティング合同会社、NTT ドコモビジネス株式会社の４社で構成される。 各構成員の専門性を活かし、事業全体の進捗・成果管理、観光戦略の策定、観光推進組織の構築、村内事業者と連携したコンテンツ開発、ブランド戦略との連携及びデータ活用等を一体的に推進できる体制を有している。 公募型プロポーザル審査の結果、事業趣旨への理解、提案内容の実現可能性及び３か年度を見据えた実施体制等が総合的に評価され、第一優先交渉権者として選定されたことから、契約の相手方とするものである。
（７） 公募に応じた者の中から契約の相手方を決定したときは、申請方法及び決定方法	公募型プロポーザル方式により選定。村ホームページ等で実施要項を公表し、参加表明書及び企画提案書の提出を受け付け、プレゼンテーション審査を実施した。 ６者の提案について審査委員会が実施要項に定める審査基準に基づき総合評価を行い、第一優先交渉権者を選定した。
（８） 委託期間	令和８年１０月１日～令和９年３月３１日
（９） 契約金額	１０７，８００，０００円（税込・令和８年度分）
（１０） その他村長が必要と認める事項	本件は、令和８年度から令和１０年度までの３か年度を対象とする基本契約に基づく令和８年度個別契約である。 基本契約における委託料の契約上限額：４０８，１００，０００円（税込）